

岩手県企業局管理規程第8号

企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

岩手県企業局長 森 達也

企業局行政文書管理規程の一部を改正する規程

企業局行政文書管理規程（令和4年岩手県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保存期間の延長)</p> <p>第46条 文書管理者は、次の各号に掲げるファイル等については、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第10条の規定に基づく開示請求があったもの</u> <u>同条例第16条の規定による通知の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(保存期間の延長)</p> <p>第46条 文書管理者は、次の各号に掲げるファイル等については、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該ファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条の規定に基づく開示請求があったもの</u> <u>同法第82条の規定による通知の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(6) <u>個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）第9条の規定に基づく死者情報の開示請求があったもの</u> <u>同条例第11条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第82条の規定による通知の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例附則第2項の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）に規定する個人情報の開示に係る公文書の管理に関する条例（令和4年岩手県条例第20号）第5条第5項に規定するファイル等の保存期間及び保存期間の満了する日の延長については、なお従前の例による。